

平成26年第4回登別市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 平成26年6月25日(水) 14時00分から14時30分
- 2 開催場所 登別市役所 3階 第1会議室
- 3 出席委員(8人)

会長	9番	井野	知弘
会長職務代理者	8番	相良	欣一
委員	1番	山下	浩司
	2番	赤樫	治
	3番	三原	一英
	4番	成田	昭浩
	6番	逢坂	裕明
	7番	吉鷹	敬貴
- 4 欠席委員(1人)

	5番	近井	一夫
--	----	----	----
- 5 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の選任及び会議書記の指名
 - 第2 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
 - 第3 報告第4号 現況証明願について
 - 第4 議案第11号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(賃貸借)
 - 第5 議案第12号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(賃貸借)
 - 第6 議案第13号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(賃貸借)
 - 第7 議案第14号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(賃貸借)
 - 第8 議案第15号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(賃貸借)
 - 第9 議案第16号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(賃貸借)
 - 第10 議案第17号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定によ

- る農用地利用集積計画の決定について（賃貸借）
- 第11 議案第18号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（賃貸借）
- 第12 議案第19号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（賃貸借）
- 第13 議案第20号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（賃貸借）

6 農業委員会事務局職員

事務局長 志水 孝暢
総括主幹 宍戸 克己

7 会議の概要

事務局長 ただ今から、平成26年第4回総会を開会いたします。
本日は、5番近井委員より欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。
出席委員は、9名中8名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
それでは、登別市農業委員会会議規則第3条の規定により、議長は会長が務めることになっておりますので、これより以後の議事の進行は井野会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。
まず、日程第1「議事録署名委員の選任及び会議書記の指名」を行います。
登別市農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員ですが、私から指名させていただくことにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長 それでは、議事録署名委員は、6番逢坂委員、7番吉鷹委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には、事務局職員の宍戸総括主幹を指名いたします。
以上で、日程第1を終わります。

次に、日程第2 報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」を議題といたします。

事務局長より説明願います。

事務局長 報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」をご報告いたします。

議案書の1ページになりますが、農地法第5条第1項第6号の規定による届出が5月23日付けであり、本件は、市街化区域内の農地で、登別市農業委員会事務専決規定第4条第2号の事務局長専決事項であることから、関係書類を審査しましたところ適正に届出ておりましたので報告するものであります。

届出者は、譲渡人が[]、[]さんで、譲受人は[]、[]さんであります。

所在は[]、地番は[]、地目は公簿、現況ともに畑であります。

面積は、登記面積[]㎡の内の農地[]㎡で、届出理由は宅地造成による譲渡であります。

資料は2ページと3ページに添付しておりますので、ご参照願います。

以上です。

議長 ただ今、事務局長から報告第3号及について説明がありましたが、何かご質疑ございませんか。

(「無し」の声あり。)

議長 よろしいですか。

それでは、報告第3号について、事務局の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、報告第3号は認定いたしました。

次に、日程第3 報告第4号「現況証明願について」を議題といたします。

事務局長より説明願います。

事務局長 報告第4号「現況証明願について」ご報告いたします。
議案書の4ページになりますが、現況証明願の申請が5月23日付けであり、本件は登別市農業委員会事務専決規定第3条第1号の「市街化区域内の土地に係る現況証明書の発給」で、会長専決事項でありますことから、5月27日に事務局職員が現地を確認後、現況証明書を発給しましたので報告するものです。
願出者は、[]、[]さんで、土地所有者も同じであります。
所在は、[]、地番は[]
2筆で、地目は公簿が畑、現況は農地・採草放牧地以外で、面積は登記面積[]㎡の内の[]㎡と登記面積[]㎡の内の[]㎡で、願出理由は土地地目変更登記のためです。
資料は、5ページと6ページに添付しておりますので、ご参照願います。
以上です。

議長 ただ今、事務局長から報告第4号について説明がありましたが、ご質疑ございませんか。

(「無し」の声あり。)

議長 よろしいですか。
それでは、報告第4号につきましては、事務局の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、報告第4号は、認定いたしました。

次に、日程第4から第10の議案第11号から第17号につきましては、「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」であり、利用権の設定を受ける者も[]さんでありますので、一括して議題といたします。

また、本件につきましては、農業委員会等に関する法律第24条の議事参与の制限に該当しますので、[]委員には退席をお願いします。

ここで、暫時休憩します。

(■■■ 委員退席する。)

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
事務局長より説明願います。

事務局長 議案第11号から議案第10号についてご説明いたします。
「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」審議を求めるものであります。
本件の利用権設定は、平成26年8月3日で期間満了となることから、再設定をするものであります。

議案第11号について、ご説明いたします。

議案書の7ページになりますが、利用権の設定を受ける者は、■■■
■■■、■■■ さんです。

利用権の設定をする者は、■■■、■■■
さんです。

利用権を設定する土地は、所在が■■■で、地番は■■■
■■■、地目は、公簿、現況ともに畑で、面積が、■■■ m^2
です。

賃貸借期間は、平成26年8月4日から平成31年8月3日までの
5年間で、賃貸借は年額■■■円です。

借主の状況は、経営面積が■■■ m^2 、労働力は、男2人、
女1人、農業従事者数は年間延べ900日、家畜は乳牛が110頭、
農機具はトラクター5台、ロールベアラー1台、モアコンディショ
ナー1台、レーキ1台、テッター1台、ラッピングマシーン1台で
す。

資料は、8ページと9ページに添付しておりますので、ご参照くだ
さい。

次に、議案第12号についてご説明いたします。

議案書の10ページになりますが、利用権の設定を受ける者は、■■■
■■■、■■■ さんです。

利用権の設定をする者は、■■■、■■■
さんです。

利用権を設定する土地は、所在が■■■で、地番は■■■

■■■■■、地目は、公簿、現況ともに畑で、面積が、■■■■■㎡です。

賃貸借期間は、平成26年8月4日から平成31年8月3日までの5年間で、賃貸借は年額■■■■■円です。

借主の状況につきましては、議案第11号と同じであります。

資料は、11ページと12ページに添付しておりますので、ご参照ください。

次に、議案第13号についてご説明いたします。

議案書の13ページになりますが、利用権の設定を受ける者は、■■■■■、■■■■■さんです。

利用権の設定をする者は、■■■■■、■■■■■さんです。

利用権を設定する土地は、所在が■■■■■で、地番は■■■■■、地目は、公簿、現況ともに畑で、面積が、■■■■■㎡です。

賃貸借期間は、平成26年8月4日から平成31年8月3日までの5年間で、賃貸借は年額■■■■■円です。

借主の状況につきましては、議案第11号と同じであります。

資料は、14ページと15ページに添付しておりますので、ご参照ください。

次に、議案第14号についてご説明いたします。

議案書の16ページになりますが、利用権の設定を受ける者は、■■■■■、■■■■■さんです。

利用権の設定をする者は、■■■■■、■■■■■さんです。

利用権を設定する土地は、所在が■■■■■で、地番は■■■■■で、地目の公簿は■■■■■が雑種地で、■■■■■が畑、現況は2筆とも畑で、面積が合計で、■■■■■㎡です。

賃貸借期間は、平成26年8月4日から平成31年8月3日までの5年間で、賃貸借は年額■■■■■円です。

借主の状況につきましては、議案第11号と同じであります。

資料は、17ページと18ページに添付しておりますので、ご参照ください。

次に、議案第15号についてご説明いたします。

議案書の19ページになりますが、利用権の設定を受ける者は、
、
さんです。

利用権の設定をする者は、
、
さんです。

利用権を設定する土地は、所在が
で、地番は
で、地目は公簿、現況ともに畑で、面積が
合計で、
㎡です。

賃貸借期間は、平成26年8月4日から平成31年8月3日までの
5年間で、賃貸借は年額
円です。

借主の状況につきましては、議案第11号と同じであります。

資料は、20ページと21ページに添付しておりますので、ご参照
ください。

次に、議案第16号についてご説明いたします。

議案書の22ページになりますが、利用権の設定を受ける者は、
、
さんです。

利用権の設定をする者は
、
さんです。

利用権を設定する土地は、所在が
で、地番は5筆あり
まして、
、
、
、
、
で、地目の
公簿は
が原野でほかは畑、現況は5筆とも畑で、面積が合計
で、
㎡です。

賃貸借期間は、平成26年8月4日から平成31年8月3日までの
5年間で、賃貸借は年額
円です。

借主の状況につきましては、議案第11号と同じであります。

資料は、23ページと24ページに添付しておりますので、ご参照
ください。

次に、議案第17号についてご説明いたします。

議案書の25ページになりますが、利用権の設定を受ける者は、
、
さんです。

利用権の設定をする者は、
、
さんです。

利用権を設定する土地は、所在が
で、地番は
で、地目は公簿、現況ともに畑で、面積は、
㎡
です。

賃貸借期間は、平成26年8月4日から平成31年8月3日までの
5年間で、賃貸借は年額
円です。

借主の状況につきましては、議案第11号と同じであります。
資料は、26ページと27ページに添付しておりますので、ご参照
ください。

なお、議案第11号から議案第17号の計画要請の内容は、農業経
営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。
以上です。

議 長 　ただ今、議案第11号から議案第17号について、一括して事務
局長から説明がありましたので、ご質疑を受けたいと思います。
何か、ございませんか。

（「無し」の声あり。）

議 長 　よろしいですか。
　　れでは、議案第11号から議案第17号について、原案のとおり
決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長 　全員賛成ですので、議案第11号から議案第17号については原
案のとおり決定いたしました。
　　ここで、暫時休憩します。

（ 委員が戻る。 委員に議長から議案第11号から議案第1
7号について、原案のとおり決定された旨を伝える。）

議 長 　休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、日程第11と第12の議案第18号と第19号につきましても、「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」であり、利用権の設定を受ける者も
 んでありますので、一括して議題といたします。

また、本件につきましても、農業委員会等に関する法律第24条の
議事参与の制限に該当しますので、 委員には退席をお願いします。
ここで、暫時休憩します。

(■■■ 委員退席する。)

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
事務局長より説明願います。

事務局長 議案第18号から議案第19号についてご説明いたします。
「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」審議を求めるものであります。
本件の利用権設定は、平成26年8月3日で期間満了となることから、再設定をするものであります。

議案第18号について、ご説明いたします。

議案書の28ページになりますが、利用権の設定を受ける者は、■■■
■■■、■■■ さんです。

利用権の設定をする者は、■■■、■■■
■■■ さんです。

利用権を設定する土地は、所在が■■■で、地番は■■■
■■■、地目は、公簿、現況ともに畑で、面積が、■■■ m^2
です。

賃貸借期間は、平成26年8月4日から平成29年8月3日までの
3年間で、賃貸借は年額■■■円です。

借主の状況は、経営面積が■■■ m^2 、労働力は、男1人、
女1人、農業従事者数は年間延べ720日、家畜は乳牛が38頭、肉
牛が4頭、農機具はトラクター3台、ロールベアラー1台、モア1
台、レーキ1台、テッター1台です。

資料は、29ページと30ページに添付しておりますので、ご参照
ください。

次に、議案第19号についてご説明いたします。

議案書の31ページになりますが、利用権の設定を受ける者は、■■■
■■■、■■■ さんです。

利用権の設定をする者は、■■■、■■■
■■■ さんです。

利用権を設定する土地は、所在が■■■で、地番は■■■
■■■、地目は、公簿、現況ともに畑で、面積が、■■■
 m^2 です。

賃貸借期間は、平成26年8月4日から平成29年8月3日までの

3年間で、賃貸借は年額■■■■円です。

借主の状況につきましては、議案第18号と同じであります。

資料は、32ページと33ページに添付しておりますので、ご参照ください。

なお、議案第18号から議案第19号の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上です。

議長 　ただ今、議案第18号から議案第19号について、一括して事務局長から説明がありましたので、ご質疑を受けたいと思います。
何か、ございませんか。

（「無し」の声あり。）

議長 　よろしいですか。
それでは、議案第18号から議案第19号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長 　全員賛成ですので、議案第18号から議案第19号については原案のとおり決定いたしました。
ここで、暫時休憩します。

（■■委員が戻る。■■委員に議長から議案第18号から議案第19号について、原案のとおり決定された旨を伝える。）

議長 　休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、日程第13　議案第20号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」であります。
事務局長より説明願います。

事務局長 　議案第20号についてご説明いたします。

「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」審議を求めるものであります。

本件の利用権設定は、平成26年8月3日で期間満了となることから、再設定をするものであります。

議案書の34ページになりますが、利用権の設定を受ける者は、
、
さんです。

利用権の設定をする者は、
、
さん外2名です。

利用権を設定する土地は、所在が
で、地番は5筆あり
まして
、
、
、
、
で、地目は、公簿、現況ともに畑で、面積が合計で、
 m^2 です。

賃貸借期間は、平成26年8月4日から平成31年8月3日までの5年間で、賃貸借は年額
円です。

借主の状況は、経営面積が
 m^2 、労働力は、男2人、女2人、農業従事者数は年間延べ1,295日、家畜は乳牛が65頭、農機具はトラクター7台、ロールベアラー1台、モア1台、レーキ1台、テッター1台です。

資料は、35ページと36ページに添付しておりますので、ご参照ください。

なお、計画要請の内容は、農業経営経基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上です。

議 長 ただ今、議案第20号について、事務局長から説明がありましたので、ご質疑を受けたいと思います。
何か、ございませんか。

(「無し」の声あり。)

議 長 よろしいですか。
それでは、議案第20号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第20号については原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の総会に提案されました付議案件の審議につきましては、すべて終了いたしました。

これをもちまして、平成26年第4回農業委員会総会を閉会いたします。